

中国  
商標細則

2002年8月3日改正

2002年9月15日施行

目次

第1章 総則

規則1

規則2

規則3

規則4

規則5

規則6

規則7

規則8

規則9

規則10

規則11

規則12

第2章 商標登録出願

規則13

規則14

規則15

規則16

規則17

規則18

規則19

規則20

第3章 商標登録出願の審査

規則21

規則22

規則23

第4章 登録商標の変更，譲渡及び更新

規則24

規則25

規則26

規則27

第5章 商標評審

規則 28  
規則 29  
規則 30  
規則 31  
規則 32  
規則 33  
規則 34  
規則 35  
規則 36

## 第 6 章 商標使用の管理

規則 37  
規則 38  
規則 39  
規則 40  
規則 41  
規則 42  
規則 43  
規則 44  
規則 45  
規則 46  
規則 47  
規則 48

## 第 7 章 登録商標使用の排他権の保護

規則 49  
規則 50  
規則 51  
規則 52  
規則 53

## 第 8 章 附則

規則 54  
規則 55  
規則 56  
規則 57  
規則 58  
規則 59

## 第1章 総則

### 規則1

中華人民共和国商標法(以下「商標法」と略称する。)により、本施行細則を制定する。

### 規則2

本施行細則の商品標章に関する規定は、サービスマークにも適用される。

### 規則3

商標法及び本細則でいう商標の使用とは、商標が商品、商品の包装又は容器、及び商品の取引文書に用いられること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動において商標が用いられることをいう。

### 規則4

商標法第6条でいう、国が登録商標を使用しなければならないと規定する商品とは、法律及び行政法規により登録商標を使用しなければならないと規定された商品をいう。

### 規則5

商標法と本細則に基づき、商標登録又は商標審査に紛争が生じた場合、関係当事者は自己の商標が著名商標に該当すると認める場合は、商標局又は商標審査委員会に、自己の商標を著名商標と認定し、商標法第13条の規定に反する商標登録出願を拒絶し、又は商標法第13条の規定に反する商標登録を取り消すよう請求することができる。関係当事者が請求を提出するときは、自己の商標が著名商標に該当する証拠資料を提出しなければならない。

商標局及び商標審査委員会は関係当事者の請求により、明らかな事実を基礎として、商標法第14条の規定に基づき、その商標が著名商標に該当するか否かを認定する。

### 規則6

商標法第16条に規定する地理的表示は商標法及び本細則の規定を参照し、証明標章又は団体標章として商標登録を出願することができる。

地理的表示を証明標章として登録する場合、その商品が当該地理的表示を使用する条件に合致する自然人、法人又はその他の組織は、当該証明標章の使用を求めることができ、当該証明標章を管理する組織は許可を与えなければならない。地理的表示を団体標章として登録する場合、その商品が当該地理的表示を使用する条件に合致する自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体標章として登録する団体、協会又はその他の組織への加入を求めることができる。当該団体、協会又はその他の組織はその定款により構成員として承認しなければならない。当該地理的表示を団体標章として登録する団体、協会又はその他の組織への加入を求めないときであっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、係る団体、協会又はその他の組織はその禁止権を有さない。

### 規則7

関係当事者は、商標代理機関に商標登録出願又はその他の商標手続を委任するときは、代理委任状を提出しなければならない。代理委任状は、代理の内容及び権限を明確に記載しなけ

ればならず，外国人又は外国企業の代理委任状にあっては，委任者の国籍も明確に記載しなければならない。

外国人又は外国企業の代理委任状及びその関連証明書の公証及び認証手続は相互主義により行われる。

商標法第 18 条にいう外国人又は外国企業とは，中国に常駐の居所又は営業所を有さない外国人又は外国企業をいう。

#### **規則 8**

商標登録出願又はその他の商標手続は，中国語を使用しなければならない。

商標法及び本細則に基づいて提出する各種の証明書，証明書類及び証拠資料が外国語であるときは，中国語翻訳文を添付しなければならない。添付がなされないときは，係る証明書，証明書類及び証拠資料は提出されなかったものとみなす。

#### **規則 9**

商標局，商標評審委員会の職員が次の事情の何れかを有するときは，除斥されなければならないが，当事者又は関係当事者はその除斥を求めることができる。

- (1) その当事者，若しくはその当事者又は代理人の近親族であるとき
- (2) その当事者又は代理人とその他の関係を有し，公正性に影響を与える虞があるとき，又は
- (3) 商標登録出願又はその他の商標手続について利害関係を有するとき

#### **規則 10**

本細則の例外を除き，商標局又は商標評審委員会に提出する文書又は資料の提出日については，直接手渡したときは，その手渡日を基準とし，郵便による場合は，差出の消印日を基準とする。消印日が不明瞭又は消印がない場合は，商標局又は商標評審委員会に実際に到達した日を基準とする。ただし，関係当事者が実際の消印日に関する証拠を提出することができる場合を除く。

#### **規則 11**

商標局又は商標評審委員会の各種書類は，郵便，直接交付，又はその他の方法によって送達することができる。関係当事者が商標代理機関に委任するときは，書類が商標代理機関に送達されたことをもって関係当事者に送達されたものとみなされる。

商標局又は商標評審委員会が関係当事者へ各種書類を送達した日については，郵便の場合は，当事者が受け取った消印日を基準とする。消印日が不明瞭又は消印がない場合は，文書の差出日から 15 日を満了した日が当事者への送達日とみなされる。直接交付する場合は，交付日を基準とする。書類が郵便又は直接交付により送達することができないときは，公示による方法を通して当事者に送達することができる。公示の日から 30 日目に，当該書類は既に送達したものとみなされる。

#### **規則 12**

国際登録出願は，中国が加盟する国際条約に基づき処理される。具体的な方法は国務院工商

行政管理部門が規定する。

## 第2章 商標登録出願

### 規則 13

商標登録出願においては、公表された商品及びサービス分類表に基づき類区分毎に出願しなければならない。商標登録出願1件あたり、商標局に、商標見本5部、色彩を指定する場合にあっては着色見本5部と白黒デザイン1部、を付した商標登録出願を提出しなければならない。

商標見本は明瞭でなければならず、貼付しやすく、光沢のある耐用紙に印刷され、又は代用写真を用いることとし、縦横各々10cm以内5cm以上の大きさでなければならない。

三次元標識で商標登録出願を行うときは、その旨を出願で明らかにし、三次元形状を確定することができる見本を提出しなければならない。

色彩の組合せで商標登録出願を行うときは、その旨を出願で明らかにし、文字による説明を提出しなければならない。

団体標章又は証明標章に係る登録出願を行うときは、その旨を出願で明らかにし、出願人資格証明書及び使用管理規則を提出しなければならない。

商標が外国語であるとき、又は外国語の語彙の要素を含むときは、その意味を説明しなければならない。

### 規則 14

商標登録出願を行うときは、出願人はその身分を証明することのできる有効な証明書の写しを提出しなければならない。商標登録出願人の名義は提出された証明書と一致しなければならない。

### 規則 15

商品名又はサービスの項目は商品及びサービス分類表に基づいて記入しなければならない。商品名又はサービスの項目が商品及びサービス分類表に記載されていないときは、その商品又はサービスに関する説明を添付しなければならない。

商標登録出願に関する書類は、タイプ又は印字しなければならない。

### 規則 16

同一の商標について共同で商標登録出願を行うときは、出願において代表者1名を指定しなければならない。代表者が指定されないときは、出願の最初に記載された者を代表者とする。

### 規則 17

出願人がその名義、住所、代理人を変更し、又は指定商品を削除又は減縮するときは、商標局に変更手続を行うことができる。

出願人はその商標登録出願を譲渡するときは、商標局に譲渡手続を行わなければならない。

### 規則 18

商標登録出願日は、商標局が出願書類を受領した日を基準とする。出願の方式要件に不備がなく、かつ出願様式が関連規則に従い満たされているときは、商標局はこれを受理し、併せて出願人に書面で通知する。方式要件に不備があり、又は出願様式が関連規則に従い満たさ

れていないときは，商標局はこれを受理せず，出願人にその理由の説明と併せて書面で通知する。

方式要件が基本的に不備がなく，又は出願様式も基本的には関連規則に従って満たされているが，補正が必要な場合は，商標局は出願人に補正を行う旨を通知し，通知を受領してから 30 日以内に，指定した内容に基づき補正を行い商標局に提出するよう求める。規定の期間内に補正を行い，商標局に提出したときは，出願日は維持される。期間が満了しても，補正が行われないときは，出願は放棄されたものとみなし，商標局は書面で出願人に通知しなければならない。

#### **規則 19**

2 又は 2 以上の出願人が，同一又は類似の商品において，同一又は類似の商標をそれぞれ同日に登録出願したときは，各出願人は商標局の通知を受領してから 30 日以内に，登録出願している当該商標の先使用に係る証拠を提出しなければならない。当該商標を同日に使用した，又は互いに未だ使用していないときは，各出願人は商標局の通知を受領してから 30 日以内に協議し，商標局へ書面による協議報告を提出しなければならない。協議に応じられない又は協議が整わない場合は，商標局が各出願人に抽選方式をもって 1 の出願人を確定する旨を通知し，その他の出願人による登録出願を拒絶する。商標局が通知したにも拘らず出願人が抽選に参加しないときは，出願を放棄したものとみなし，商標局は書面で抽選に不参加の出願人に通知しなければならない。

#### **規則 20**

商標法第 24 条に基づき優先権を主張するときは，出願人が第 1 国に提出した商標登録出願書類の副本は当該出願を受理した商標主管機関の認証を経なければならず，加えて出願日と出願番号を明記しなければならない。

商標法第 25 条に基づき優先権を主張するときは，出願人が提出する証明書類は国务院工商行政管理部门による認証を経なければならない。ただし，その商品が出展された国際展覧会が中国国内で開催される場合を除く。

### 第3章 商標登録出願の審査

#### 規則 21

商標局は、受理した商標登録出願を商標法及び本細則に従って審査する。出願が関係規定を満たし、又は一部の指定商品について商標登録出願が関係規定を満たしているときは、予備的に許可し、公告する。出願が関係規定を満たさず、又は一部の指定商品について商標登録出願が関係規定を満たさないときは拒絶する。商標局は出願人に書面で拒絶の理由を説明し通知する。

商標局が指定商品の一部について商標登録出願を予備的に許可したときは、出願人は異議申立期間満了日までに一部の指定商品に係る商標登録出願の放棄を申請することができる。出願人は指定商品の一部について商標登録出願を放棄するときは、商標局はもとの予備的許可を取下げなければならず、審査手続を終了し、新たな公告を行う。

#### 規則 22

商標局が審査後に予備的許可を行い公告した商標に対して異議を申し立てるときは、異議申立人は、商標局に商標異議申立書を2部提出しなければならない。商標異議申立書には、異議申立されている商標が公告された商標公報の発行号数及び予備的許可番号を明示しなければならない。商標異議申立書に、明確な請求及び事実根拠を記載し、関連の証拠資料及び証明書を添付しなければならない。

商標局は商標異議申立書を遅延なく被申立人に送付しなければならず、被申立人に商標異議申立書副本受領の日から30日以内に答弁するよう求める。被申立人が答弁を行わないことは、商標局の異議の裁定に影響を与えるものではない。

関係当事者は異議申立又は答弁を行った後に、関連証拠資料及び証明書を補足する必要があるときは、異議申立書又は答弁書にその旨を明示しなければならず、申立書又は答弁書の提出日から3月以内に提出しなければならない。期間が満了しても提出がなければ、関係当事者は関連証拠資料及び証明書の補足を放棄したものとみなされる。

#### 規則 23

商標法第34条第2段落でいう異議の成立とは、一部指定商品における登録に対する異議の成立を含む意味である。かかる異議が成立するときは、当該指定商品の一部に係る商標登録出願は認められない。

異議が申し立てられた商標が異議の裁定に効力が生ずる前に既に商標公報で登録商標として公告されたときは、登録公告は取り消される。異議の裁定を経て登録が認められた商標は再度公告が行われる。

異議の裁定を経て登録された商標は、商標異議申立期間満了日から異議裁定が効力を生ずる前までに、他人が同一又は類似の商品の商標と同一又は類似の標識を使用した行為に対して、遡及力を有さない。ただし、当該標識の使用が悪意により商標登録人に損害を生じさせるときには、損害賠償を負わなければならない。

異議の裁定を経て登録が認められた商標について、評審を申請することができる期間は商標異議裁定公告の日から起算する。

## 第4章 登録商標の変更，譲渡及び更新

### 規則 24

商標登録人の名義，住所又はその他の登録事項の変更は，商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標局は審査及び許可後に，商標登録人に関連の証明書を交付し，併せて公告する。許可しないときは，申請人に書面で通知し，かつ理由を説明しなければならない。商標登録人の名義を変更するときは，関係登録機関が出した変更証明書も提出しなければならない。変更証明書を提出していない申請人は，申請書提出の日から30日以内に提出することができる。期間が満了しても提出しないときは，変更申請は放棄されたものとみなし，商標局は申請人に書面で通知しなければならない。

商標登録人の名義又は住所を変更するときは，商標登録人がその登録商標の全部を一括して変更しなければならない。一括変更しないときは，その変更申請は放棄されたものとみなされ，商標局は申請人に書面で通知しなければならない。

### 規則 25

登録商標を譲渡するときは，譲渡人と譲受人は商標局に登録商標の譲渡申請書を提出しなければならない。登録商標の譲渡申請手続は，譲受人が行う。商標局は登録商標の譲渡申請を審査し許可した後に，譲受人に関連の証明書を交付し，併せて公告する。

登録商標を譲渡するときは，商標登録人はその同一又は類似の商品について登録された同一又は類似の商標を一括して譲渡しなければならない。一括譲渡がなされないときは，商標局は期限を定めて訂正すべき旨を通知する。期間が満了しても訂正がなされない場合は，当該登録商標の譲渡申請は放棄されたものとみなし，商標局は申請人に書面で通知しなければならない。

誤認，混同又はその他悪影響を生じさせる登録商標の譲渡申請については，商標局はこれを承認せず，書面によりその理由を説明し申請人に通知する。

### 規則 26

登録商標使用の排他権について譲渡以外の事由により移転が生ずるときは，当該登録商標使用の排他権の移転による承継当事者は関係証明書又は法律文書を商標局に提出し，登録商標使用の排他権の移転手続を行わなければならない。

登録商標使用の排他権を移転するときは，登録商標排他権の所有者はその同一又は類似の商品について登録された同一又は類似の商標を一括して移転しなければならない。一括移転がなされないときは，商標局は期限を定めて訂正すべき旨を通知する。期間が満了しても訂正がなされない場合は，当該登録商標の移転申請は放棄されたものとみなし，商標局は申請人に書面で通知しなければならない。

### 規則 27

商標登録の更新を申請するときは，商標局に商標登録更新申請書を提出しなければならない。商標局は，商標登録更新申請を審査し許可した後に，関連の証明書を交付し，併せて公告する。

更新された商標の存続期間は，その商標の前存続期間満了日の翌日から起算する。

## 第5章 商標審査

### 規則 28

商標審査委員会は商標法第 32 条，第 33 条，第 41 条及び第 49 条の規定により提出された商標審査申請を受理し，事実に基づき，法によりその審査を行う。

### 規則 29

商標法第 41 条第 3 段落でいう，「既に登録された商標について係争がある」とは，先願に係る商標登録人が，後願に係る他人の商標登録出願に関する商標が，同一又は類似の商品に関して登録された自己の商標と同一又は類似であると主張する場合をいう。

### 規則 30

商標審査を申請するときは，商標審査委員会に対し申請書及び相手方当事者数に応じて相当する副本を提出しなければならない。商標局の決定書又は裁定書に基づき再審査を申請するときは，同時に商標局の決定書又は裁定書の副本を提出しなければならない。

商標審査委員会は申請書を受領した後，審査を経て受理要件を具備すると認めるときは，これを受理する。受理の要件を具備しないときは，これを受理せず，申請人にその理由を説明し書面によりその旨を通知する。補正を要する場合は，申請人に通知を受け取った日から 30 日以内に補正することができる旨を通知する。補正後も要件を具備しないときは，商標審査委員会はこれを受理せず，申請人にその理由を説明し書面によりその旨を通知する。期間が満了しても補正がなされないときは，申請は取り下げられたものとみなし，商標審査委員会は申請人に書面で通知しなければならない。

商標審査委員会は審査申請を受理した後に，受理要件を具備していなかったことを発見したときは，同申請を拒絶し，申請人に書面で通知し，かつ理由を説明しなければならない。

### 規則 31

商標審査委員会は審査申請を受理した後に，遅延なく申請書の副本を相手方当事者に送付しなければならない。相手方当事者にその申請書副本を受け取った日から 30 日以内に答弁するよう求める。期限内に答弁を行わないことは，商標審査委員会の審査に影響を与えるものではない。

### 規則 32

関係当事者は審査申請又は答弁を行った後に関連証拠資料を補足する必要があるときは，申請書又は答弁書にその旨を明示し，申請書又は答弁書の提出日から 3 月以内に提出しなければならない。期限内に提出しないときは，関係証拠資料の補足は放棄されたものとみなす。

### 規則 33

商標審査委員会は関係当事者の請求又は実際上の必要により，公開審査を行うことを決定することができる。

商標審査委員会が公開審査を行う決定をするときは，公開審査日前 15 日以内に関係当事者に書面で通知しなければならない。公開審査の日時，場所及び審査官を告知しなければならない。関係当事者は通知書に指定された期間内に回答を行わなければならない。

申請人が回答もせず、公開審査も参加しないときは、その審査申請を取り下げたものとみなし、商標審査委員会は申請人に書面で通知しなければならない。被申請人が回答もせず、公開審査も参加しないときは、商標審査委員会は欠席審査を行うことができる。

#### **規則 34**

申請人は、商標審査委員会が決定又は裁定を下す前に申請の取下を求めるときは、書面で商標審査委員会にその理由を説明することにより、取下を行うことができる。申請が取り下げられたときは、当該審査は終結する。

#### **規則 35**

申請人が審査申請を取り下げたときは、同一の事実及び理由で再度審査を申請することはできない。商標審査委員会が商標の審査申請に対する裁定又は決定を既に下したときは、何人も同一の事実及び理由で再度審査を申請することはできない。

#### **規則 36**

商標法第 41 条により登録が取り消された商標は、その商標使用の排他権が初めから存在しなかったものとみなされる。登録商標の取消に関する決定又は裁定は、その取消前に人民法院又は工商行政管理部門が下し既に執行された商標侵害事件の判決又は決定、及び既に実行された商標譲渡又はライセンス許諾契約に対しては、遡及力を有さない。ただし、商標登録人が悪意により他人に損害を生じさせる場合は、損害賠償を負わなければならない。

## 第6章 商標使用の管理

### 規則 37

登録商標を使用するときは、商品、商品の包装、商品説明書又はその他の添付物に、「登録商標(登録商標)」又は登録標識を表示することができる。

登録標識は、注及びRを含む。登録標識を使用するときは、その商標の右上端又は右下端に表示しなければならない。

### 規則 38

商標登録証を紛失又は破損したときは、商標局に再発行を申請しなければならない。商標登録証を紛失したときは、商標公報にその紛失声明を掲載しなければならない。破損した商標登録証は、再発行申請時に商標局に返納しなければならない。

商標登録証を偽造又は改ざんしたときは、刑法上の国家機関証明書偽造及び改ざん罪又はその他の犯罪に関する規定に基づき、法により刑事責任を追及される。

### 規則 39

商標法第44条(1)、(2)及び(3)の行為の何れかに該当するときは、工商行政管理部門が商標登録人に期限を定めて是正を命ずる。是正を拒絶するときは、商標局に報告しその登録商標の取消を求める。

商標法第44条(4)に掲げる行為に該当するときは、何人も商標局に当該登録商標の取消を請求し、関係事情を説明することができる。商標局は商標登録人に通知し、その通知の受領日から2月以内に、取消請求書提出前に当該商標を使用していた証拠資料又は不使用についての正当な理由の説明を提出するよう求めなければならない。期限が満了しても使用証拠資料又は不使用について正当な理由が提出されず、又はその証拠資料が無効である場合は、商標局はその登録商標を取り消す。

前段落でいう商標の使用証拠資料とは、商標登録人が登録商標を使用した証拠資料及び商標登録人が他人に登録商標の使用をライセンス許諾している証拠資料が含まれる。

### 規則 40

商標法第44条及び同第45条の規定により取り消された登録商標は、商標局により公告される。当該登録商標の排他権は、商標局により取消決定が下された日より失効する。

### 規則 41

商標局、商標評審委員会が登録商標を取り消す場合、取消事由が一部の指定商品にのみ該当するときは、当該一部の指定商品に使用される商標の登録を取り消す。

### 規則 42

商標法第45条及び同第48条の規定により処される罰金額は、不法営業額の20%以下又は不法利益の2倍以下とする。

商標法第47条の規定により処される罰金額は、不法営業額の10%以下とする。

#### **規則 43**

他人に登録商標の使用をライセンスするときは、使用許諾者が商標ライセンス許諾契約締結の日から 3 月以内にその契約書の副本を商標局に提出しなければならない。

#### **規則 44**

商標法第 40 条第 2 段落の規定に違反する者に対しては、工商行政管理部門が期限を定めて是正を命ずる。期限を過ぎても是正されないときは、その商標表示を没収する。商標表示が商品と切り離すことが困難なときは、共に没収し廃棄処分を行う。

#### **規則 45**

商標法第 13 条の規定に違反して、商標が使用されたときは、関係当事者は工商行政管理部門にその使用の禁止を請求することができる。関係当事者が請求書を提出するときは、その商標が著名商標に該当する証拠資料を提出しなければならない。商標局が商標法第 14 条の規定により著名商標と認定したときは、工商行政管理部門は侵害者に商標法第 13 条の規定に反する当該著名商標の使用行為の停止を命じ、その商標表示を没収し、廃棄処分を行う。商標表示が商品と切り離すことが困難なときは、共に没収し、廃棄処分を行う。

#### **規則 46**

商標登録人がその登録商標又はその商標について一部の指定商品に係る登録の登録簿からの抹消を求めるときは、商標局に商標登録抹消申請書を提出し、原商標登録証を返還しなければならない。

商標登録人がその登録商標又はその商標について一部の指定商品に係る登録の登録簿からの抹消を申請するときは、当該登録商標排他権又は一部の指定商品に係る登録商標排他権の効力は商標局がその抹消申請書を受領した日より失効する。

#### **規則 47**

商標登録人が死亡し、その死亡日から 1 年満了しても当該登録商標の移転手続が行われていないときは、何人も商標局に当該登録商標の登録簿からの抹消を申請することができる。抹消申請書を提出するときは、当該商標登録人の死亡に関する証拠を提出しなければならない。登録商標が商標登録人の死亡により登録簿から抹消されたときは、当該登録商標使用の排他権は商標登録人の死亡日より失効する。

#### **規則 48**

登録商標が取り消され、又は本細則規則 46 及び同規則 47 の規定により登録簿から抹消されたときは、原商標登録証は無効になる。当該商標が一部の指定商品の登録について取り消され、又は商標登録人がその一部の指定商品に係る登録の登録簿からの抹消を申請したときは、商標局は、取消又は抹消を認める旨の付注を加えた原商標登録証を返却し、又は新たな商標登録証を交付し、併せて公告する。

## 第7章 登録商標使用の排他権の保護

### 規則 49

登録商標が含む、それが使用される商品の一般名称、図形若しくはひな形、又は商品の品質、主原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴の直接的な表示、又は地理的名称については、登録商標使用の排他権の所有者は他人の正当な使用に対する禁止権を有さない。

### 規則 50

次に掲げる行為の何れかに該当するときは、商標法第 52 条(5)にいう登録商標使用の排他権の侵害行為に該当する。

(1) 同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の意匠を商品名称又は商品の外観装飾として使用し、かつ公衆に誤認を生じさせる場合、又は

(2) 他人の登録商標使用の排他権を侵害する行為のために、故意に、倉庫保管、輸送、郵送、隠匿等の便宜に供する場合

### 規則 51

登録商標使用の排他権を侵害する行為に対しては、何人も工商行政管理部門に告訴又は通報することができる。

### 規則 52

登録商標使用の排他権を侵害する行為に対して、不法営業額の 3 倍以下の罰金に処する。不法営業額を算出することができないときは、10 万人民元以下の罰金に処する。

### 規則 53

商標所有者は、自分の著名商標が他人により企業名称として登録され、公衆を欺瞞し、又は公衆に誤認を生じさせる虞があると考えるときは、企業名称登記主管機関に当該企業名称登録の取消を請求することができる。企業名称登記主管機関は企業名称登記管理規定に従い処理する。

## 第8章 附則

### 規則 54

1993年7月1日まで継続して使用してきたサービスマークは、その同一又は類似のサービスに関して既に登録された他人のサービスマークと同一又は類似である場合でも、継続して使用することができる。ただし、1993年7月1日後、3年以上その使用が中止されているときは、継続して使用することができない。

### 規則 55

商標代理についての具体的な管理方法は国務院により別途規定される。

### 規則 56

商標登録用の商品及びサービス分類表については、国務院工商行政管理部門により制定され公布される。

商標登録出願又はその他の商標手続に係る書類の様式については、国務院工商行政管理部門により制定され公布される。

商標評審委員会の評審規則については、国務院工商行政管理部門により制定され公布される。

### 規則 57

商標局は、登録商標及び関連登録事項の記載された商標登録簿を設置する。

商標局は、商標登録及びその他の関連事項の掲載された商標公報を編集印刷し発行する。

### 規則 58

商標登録出願又はその他の商標手続の処理に関しては、手数料を納付しなければならない。

納付手数料項目及び基準については、国務院工商行政管理部門は国務院価格主管部門と共同で規定し公布する。

### 規則 59

本細則は、2002年9月15日より施行される。1983年3月10日に国務院が公布し、1988年1月3日に国務院が第1次改正を承認し、1993年7月15日に国務院が第2次改正を承認した「中華人民共和國商標法施行細則」及び1995年4月23日の「国務院による商標登録の証明書添付送付に関する問題への回答」は、同時に廃止される。